

**【表紙】**

**【提出書類】** 四半期報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の7第1項

**【提出先】** 近畿財務局長

**【提出日】** 平成20年8月11日

**【四半期会計期間】** 第71期第1四半期(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

**【会社名】** 石原薬品株式会社

**【英訳名】** Ishihara Chemical Company, Ltd.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 竹森 莞爾

**【本店の所在の場所】** 神戸市兵庫区西柳原町5番26号

**【電話番号】** 078 681 4801(代表)

**【事務連絡者氏名】** 常務取締役 浅野 真司

**【最寄りの連絡場所】** 神戸市兵庫区西柳原町5番26号

**【電話番号】** 078 681 4801(代表)

**【事務連絡者氏名】** 常務取締役 浅野 真司

**【縦覧に供する場所】** 石原薬品株式会社 東京支店  
(東京都台東区台東2丁目26番11号)  
株式会社大阪証券取引所  
(大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次		第71期 第1四半期 累計(会計)期間	第70期
会計期間		自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日	自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日
売上高	(千円)	3,940,957	15,983,512
経常利益	(千円)	302,994	1,606,706
四半期(当期)純利益	(千円)	186,608	898,536
持分法を適用した 場合の投資利益	(千円)		
資本金	(千円)	1,447,280	1,447,280
発行済株式総数	(千株)	7,460	7,460
純資産額	(千円)	13,172,061	13,015,493
総資産額	(千円)	18,119,794	17,480,703
1株当たり純資産額	(円)	1,775.27	1,754.17
1株当たり四半期 (当期)純利益	(円)	25.15	121.10
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益	(円)		
1株当たり配当額	(円)		36.00
自己資本比率	(%)	72.7	74.5
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	18,498	1,057,557
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	21,550	871,694
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	306,444	326,168
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(千円)	2,910,111	2,628,353
従業員数	(名)	191 (20)	178 (22)

- (注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。  
2 当社は、四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結経営指標等については、記載しておりません。  
3 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。  
4 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式がないため記載しておりませ  
ん。  
5 従業員数の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。

## 2 【事業の内容】

当第1四半期会計期間において、当社において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

## 3 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

## 4 【従業員の状況】

提出会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数（名）	191（20）
---------	---------

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。  
2 従業員数の(外書)は、臨時従業員の当第1四半期会計期間の平均雇用人員であります。  
3 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

当第1四半期会計期間における生産実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業種類別	生産高 (千円)
金属表面処理剤及び機器等	1,465,114
電子材料	98,336
自動車用化学製品等	306,126
工業薬品	37,075
合計	1,906,652

- (注) 1 金額は販売価格によっております。  
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

#### (2) 商品仕入実績

当第1四半期会計期間における商品仕入実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業種類別	商品仕入高 (千円)
金属表面処理剤及び機器等	152,743
電子材料	693,325
自動車用化学製品等	104,315
工業薬品	1,141,133
合計	2,091,517

- (注) 1 金額は実際仕入価格によっております。  
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

#### (3) 受注仕入実績

当社は主として見込生産によっておりますので、受注状況について特に記載する事項はありません。

(4) 販売実績

当第1四半期会計期間における販売実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業種類別	売上高	
	金額(千円)	構成比(%)
金属表面处理剤及び機器等		
製品	1,328,242	33.7
商品	185,734	4.7
計	1,513,976	38.4
電子材料		
製品	101,207	2.6
商品	668,944	17.0
計	770,151	19.6
電子関連分野計	2,284,127	58.0
自動車用化学製品等		
製品	268,249	6.8
商品	131,013	3.3
計	399,263	10.1
工業薬品		
製品	37,988	1.0
商品	1,219,578	30.9
計	1,257,566	31.9
総計	3,940,957	100.0

- (注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。  
2 輸出版売高及び輸出割合は、次のとおりであります。

当第1四半期会計期間	
輸出版売高(千円)	輸出割合(%)
793,106	20.1

- 3 主な輸出先及び輸出版売高に対する割合は、次のとおりであります。

輸出先	当第1四半期会計期間(%)
中国	35.0
台湾	23.7
アセアン	21.4
韓国	19.8
その他	0.1
計	100.0

4 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	当第1四半期会計期間	
	販売高(千円)	割合(%)
T D K 株式会社	717,040	18.2
J F E スチール株式会社	423,021	10.7

## 2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

## 3 【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

### (1) 業績の状況

当第1四半期におけるわが国経済は、原材料価格高騰に伴うコスト増に直面し、収益悪化を恐れる企業は設備投資を控え始め、家計も節約志向から消費を抑え気味であり、景気の足取りが弱まりました。

このような状況下において、第1四半期の売上高は3,940百万円（前年同期比0.2%減）、営業利益は257百万円（前年同期比22.3%減）、経常利益は302百万円（前年同期比15.0%減）、四半期純利益は186百万円（前年同期比13.5%減）となりました。

事業分野別の概要は次のとおりであります。

### （事業分野別売上高）

（百万円未満切捨表示）

区分	事業分野	前第1四半期	当第1四半期	増減	平成20年3月期
製品	金属表面処理剤及び機器等	1,173	1,328	155	5,481
	電子材料	104	101	3	464
	電子関連分野計	1,277	1,429	151	5,945
	自動車用品分野	310	268	41	1,135
	工業薬品分野	35	37	2	150
	製品合計	1,623	1,735	112	7,230
商品	金属表面処理剤及び機器等	189	185	3	704
	電子材料	825	668	156	3,151
	電子関連分野計	1,015	854	160	3,855
	自動車用品分野	105	131	25	423
	工業薬品分野	1,205	1,219	14	4,473
	商品合計	2,325	2,205	120	8,752
総合計		3,949	3,940	8	15,983

### （概要）

当第1四半期の売上高は、金属表面処理剤及び機器等、工業薬品が前年同期に比べ伸びを示しましたが、電子材料、自動車用化学製品等は、前年同期を下回る結果となりました。営業品目別では、めっき液は特に中国向けが北京オリンピックによる流通関係で先行的な発注があるなどで販売は伸びを示しました。化成処理液自動管理装置及び試薬等は全般に好調に推移しましたが、ニッケル超微粉は、電子部品の製造各社の生産能力増強による単価下落や需要の弱含みの状況などもあり、販売は伸び悩みました。また、自動車用品分野は、自動車保有台数の前年割れ、人口減少、ガソリン高騰等の厳しい環境において、自動車ケミカルの使用量減少傾向が続き販売は低調に推移しました。

## (2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期会計期間末における現金及び現金同等物は前期末より281千円増加し、2,910千円となりました。

### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

税引前四半期純利益が前年同期に比べ53百万円減少し302百万円となり、減価償却費62百万円、売上債権の増加100百万円、たな卸資産の増加195百万円、仕入債務の増加162百万円及び法人税等の支払224百万円等により 18百万円(前年同期 52百万円)となりました。

### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

有価証券の取得による支出124百万円、売却、償還による収入130百万円等により 21百万円(前年同期 124百万円)となりました。

### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

短期借入れによる収入480百万円、短期借入金の返済による支出30百万円及び配当金の支払125百万円等により306百万円(前年同期276百万円)となりました。

## (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期会計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則127条各号に掲げる事項)は次のとおりであります。

### 会社の支配に関する基本方針の内容について

当社は、平成3年11月より、当社株式を大阪証券取引所へ上場しており、株式を市場に公開しております。上場会社である以上、当社取締役会が、当社株主の皆様及び投資家の皆様による当社株式の売買を妨げることはありません。当社取締役会といたしましては、当社の企業理念及び経営方針を背景に、研究開発への重点的な注力や中期的な経営基本戦略に基づく経営の推進等により、中長期的視点から当社の企業価値及び株主共同の利益の向上を目指し、これによって株主の皆様が長期的かつ継続的に当社の経営方針に賛同し、当社への投資を継続していただくために邁進いたしますが、大規模買付者が出現した場合、当該大規模買付者が当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切であるか否かの判断につきましては、最終的には当社株主の皆様の意思に委ねられるべきであると考えております。

しかしながら、株式の大規模買付行為又はこれに類する行為の中には、その目的・態様等から見て企業価値及び株主共同の利益を毀損するもの、大規模買付行為又はこれに類する行為に応じることを対象会社の株主に強要して不利益を与えるおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主に対して大規模買付行為又はこれに類する行為の内容や大規模買付者についての十分な情報を提供せず、取締役会や株主による買付条件等の検討や対象会社の取締役会の代替案の提案に要する十分な時間を提供しないもの等、対象会社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を妨げ、個々の株主の皆様の判断に委ねるべき前提を欠くものも少なくありません。

当社は、このように当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を妨げるような大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えており、このような大規模買付行為に対しては、株主の皆様の事前の承認や、株主の皆様の意思決定に基づき、当社取締役会が、法令及び定款によって許容される限度において当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じるべきであると考え、これを、当社の財務及び事業の方針の決定を

支配する者の在り方に関する基本方針といたします。

#### 基本方針の実現に資する取組みについて

当社では、以下のように、当社の企業理念及び経営方針の下、中期的な経営基本戦略、CSR活動及びコーポレート・ガバナンスの強化への取組みから、当社の企業価値及び株主共同の利益の向上に努めております。これらの施策は、上記会社の支配に関する基本方針の実現に資するものと考えております。

#### a. 当社の中期的な経営基本戦略等

当社は、創業以来、界面化学（気体・液体・固体などの物質と物質の境界面に関する物性現象の研究）の技術をコアとして「物質表面の機能を創造する」ことを社会的使命とし、その実現に尽力してまいりました。具体的には、楽器・家具用液状つや出し剤「ユニコン」の製造・販売から、半導体外装部品等の表面処理に用いられているめっき液の開発・製造に至るまで業務の領域拡大をはかってまいりました。

また、近年は特に金属表面処理剤の大型消費主体である電子関連製品ユーザーが海外進出をはかっていることから、ユーザーとの協業を効率化するために、平成17年4月、中国上海に駐在員事務所を開設するとともに、平成18年7月、電子関連分野の研究開発を拡充するため本社敷地内の研究開発棟を増設し、研究開発体制を一層強化すると同時に、技術レベルの高い人材の確保と育成に努めております。

これらに加えて、当社は経営基本戦略として、次に掲げる4つの基本戦略を柱と位置づけ、経常利益の確保、ROE（自己資本利益率）・EPS（1株当たりの当期純利益）の向上等を通じた、当社の企業価値及び株主共同の利益の向上に全社をあげて邁進しております。

- （a）新製品開発、新技術開発のため研究開発を積極的に行う。
- （b）基礎となる3つの分野（電子関連分野・自動車用品分野・工業薬品分野）と4つの事業（電子関連分野における金属表面処理剤及び機器等、電子材料、自動車用化学製品等、工業薬品）をバランスよく展開し、各々の事業の収益力を高め、その総体として会社の業績の伸長をはかる。
- （c）自社製品比率を高め、売上高総利益の拡大をはかり収益力の高い会社を目指す。
- （d）電子材料関連分野を重点開発分野と位置づけ第5の事業を育成する。

さらに、当社は、当社がその事業により獲得した成果の配分の一環として、継続的な安定配当を行うことを基本としつつ、業績に応じた増配を実施するなど、当社株主の皆様への弾力的な還元策をはかっており、今後もかかる方針を堅持していきたいと考えております。

#### b. 当社のCSR（企業の社会的責任）活動とコーポレート・ガバナンスの強化への取組み

当社は環境にやさしい製品の開発、市場投入をはじめとして、本社、東京支店及び琵琶湖を控えた滋賀工場において環境保全対策の充実をはかっております。また、当社は、品質マネジメントシステムの国際規格である「ISO 9001」、環境マネジメントシステムの国際規格である「ISO 14001」の認証を取得し、これらをツールとして品質及び環境に対する万全の維持管理を行うとともに、地域社会への貢献もはかっております。

当社は効率かつ健全な経営を可能にし、迅速な意思決定を行うことができる経営管理体制の充実と、経営の透明性の観点から経営のチェック機能の充実を重要な課題と考えており、その観点から、部長会における事例報告や行動指針としてのコンプライアンス規程の制定等によるコンプライアンスの強化、迅速かつ適切な情報開示、機関投資家説明会及び決算時の証券アナリスト説明会等の継続的なIR活動等を通じて、適切なコーポレート・ガバナンスの構築・強化をはかっております。



会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みについて

当社が、上記のような会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、平成19年5月14日に導入した対応方針に代えて、平成20年6月27日付で新たに導入した対応方針（以下、「本対応方針」といいます。）の概要は以下の通りです。

#### 《本対応方針の概要》

##### a. 大規模買付ルールの設定

本対応方針は、大規模買付者に対して大規模買付ルールに従うことを求めるものです。

大規模買付ルールとは、大規模買付行為が開始される前に、大規模買付者に対して、当社取締役会に対する十分な情報提供を要求し、それに基づき当社取締役会がその買付行為の評価・検討や代替案の提示等を行い、かつ、所定の期間が経過して初めて大規模買付行為を開始することを認める、というものです。

具体的には、（a）当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために実質的かつ合理的な判断を客観的に行う諮問機関としての対抗措置を発動することができる状態にあるか否かを検討・判断する権限を株主総会から授けられた独立委員会の設置、（b）大規模買付者への意向表明書の提出要求、（c）大規模買付者への大規模買付情報（当社株主の皆様判断及び当社取締役会としての意見形成のための情報）の提供要求とその公表、（d）大規模買付情報の提供完了後60日間（対価を円貨の現金のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）又は90日間（左記以外の大規模買付行為の場合）の取締役会検討期間の設定、及び（e）取締役会検討期間の経過前（それまでに、下記に述べる対抗措置発動の判断を行うための株主総会の開催が決定された場合には当該株主総会の終了前）の大規模買付行為開始の禁止、等が大規模買付ルールの主な内容です。

##### b. 対抗措置の発動

当社取締役会は、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、当該ルールの違反のみをもって、相当と認められる対抗措置を講じることがあります。

また、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反すると認められる場合には、当社取締役会は、独立委員会の判断を最大限尊重した上で、当社の企業価値及び株主共同の利益を守るために相当と認められる対抗措置を講じることがあります。

当社が、株主総会又は取締役会の決議を経て、本対応方針に基づき発動する大規模買付行為に対する対抗措置は、新株予約権の無償割当て、新株予約権の第三者割当てによる発行、新株の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が認める措置とし、具体的な対抗措置については、その時点で相当と認められるものを選択することといたします。

##### c. 有効期間

本対応方針につきましては、平成20年6月27日開催の当社定時株主総会において、株主の皆様からのご賛同をいただき、同日開催の当社取締役会の終了時点から導入されました。

本対応方針の有効期間は、平成23年6月に開催される当社定時株主総会后、最初に開催される取締役会の終了時点までとします。但し、かかる有効期間の満了前であっても、（a）当社の株主総会において本対応方針を廃止する旨の議案が承認された場合、又は（b）当社の取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議がなされた場合には、本対応方針はその時点で廃止されるものとします。

上記の取組みに対する当社取締役会の判断及びその判断に係る理由

当社の中期的な経営基本戦略、CSR活動、コーポレート・ガバナンスの強化への取組みは、中長期的視点から当社の企業価値及び株主共同の利益の向上を目指すための具体的方策として行われているもの

であり、まさに上記基本方針に沿うものです。

また、本対応方針は、以下のように合理性が担保されており、上記基本方針に沿うとともに当社の企業価値・株主共同利益に合致するものであり、当社の役員の地位の維持を目的とするものではありません。

- a. 本対応方針は、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間を確保すること等を可能にするものであり、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されるものです。
- b. 本対応方針は、当社定時株主総会の議案としてお諮りし、株主の皆様のご賛同をいただいております。また、当社の株主総会において本対応方針を廃止する旨の議案が承認された場合、本対応方針はその時点で廃止されるものとされております。そのため、本対応方針の消長及び内容は、当社株主の皆様の合理的意思に依拠したものとなっております。また、当社取締役会が独立委員会への諮問をした場合は、対抗措置を発動することができる状態にあるか否かを検討・判断する権限を株主総会から授けられた独立委員会が、その判断について当社取締役会に勧告するものであり、対抗措置の発動は、間接的に株主の皆様の意思に依拠することになりますし、株主意思の確認手続きとして株主総会が開催される場合には、対抗措置の発動は、当社株主の皆様の直接の意思に依拠することになります。
- c. 本対応方針の対抗措置発動等の運用に際して、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために実質的かつ合理的な判断を客観的に行う諮問機関として、当社及び当社の経営陣との間に特別の利害関係を有していない社外監査役、弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者、投資銀行業務又は当社の業務領域に精通している者、社外の経営者の中から選任される委員により構成される独立委員会を設置しております。
- d. 本対応方針に定める対抗措置は、予め定められた合理的かつ詳細な客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を防止するための仕組みを十分に確保しているものといえます。
- e. 当社取締役は、大規模買付ルールが遵守された場合の対抗策の発動について対抗措置を発動することができる状態にあるか否かを検討・判断する権限を株主総会から授けられた独立委員会の勧告を最大限尊重し、又は株主総会を開催して株主の皆様の直接の意思を確認するように設定されております。このように、対抗措置の発動は当社株主の皆様の直接又は間接の意思に基づきなされるものであり、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。
- f. 本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、対抗措置の発動を阻止できない買収防衛策）、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、対抗措置の発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）のいずれでもありません。

#### (4) 研究開発活動

当第1四半期会計期間の研究開発費の総額は193百万円であります。

なお、当第1四半期会計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。



### 第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期会計期間において、主要な設備について重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期会計期間において、前事業年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第1四半期会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数 (株)
普通株式	15,650,000
計	15,650,000

##### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年8月11日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	7,460,440	7,460,440	大阪証券取引所 市場第二部	
計	7,460,440	7,460,440		

#### (2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

#### (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成20年6月30日		7,460,440		1,447,280		1,721,281

#### (5) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

## (6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、実質株主が把握できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成20年3月31日現在の株主名簿により記載しております。

### 【発行済株式】

平成20年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 40,600		
完全議決権株式(その他)	普通株式 7,416,500	74,165	
単元未満株式	普通株式 3,340		1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	7,460,440		
総株主の議決権		74,165	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式100株(議決権1個)が含まれております。

2 単元未満株式数には、当社所有の自己株式77株が含まれております。

### 【自己株式等】

平成20年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 石原薬品株式会社	神戸市兵庫区西柳原町 5 26	40,600		40,600	0.54
計		40,600		40,600	0.54

## 2 【株価の推移】

### 【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月
最高(円)	1,350	1,445	1,500
最低(円)	1,201	1,273	1,360

(注) 株価は、大阪証券取引所市場第二部におけるものであります。

## 3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

## 第5 【経理の状況】

### 1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、四半期財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日内閣府令第50号）附則第6条第1項第5号ただし書きにより、改正後の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）の四半期財務諸表について、監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

### 3 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】  
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期会計期間末 (平成20年6月30日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	2,922,111	2,637,353
受取手形及び売掛金	4,560,970	4,460,824
有価証券	701,186	810,892
商品及び製品	986,452	874,401
仕掛品	80,256	60,882
原材料及び貯蔵品	304,728	241,048
その他	125,289	143,531
貸倒引当金	3,653	3,576
流動資産合計	9,677,343	9,225,357
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	1,797,944	1,822,881
その他(純額)	939,394	951,453
有形固定資産合計	2,737,339	2,774,334
無形固定資産		
	18,058	14,218
投資その他の資産		
投資有価証券	4,556,195	4,277,265
その他	1,135,361	1,194,032
貸倒引当金	4,504	4,504
投資その他の資産合計	5,687,052	5,466,793
固定資産合計	8,442,450	8,255,346
資産合計	18,119,794	17,480,703
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	3,688,644	3,526,275
短期借入金	450,000	-
1年内返済予定の長期借入金	45,000	57,250
未払法人税等	121,088	233,421
賞与引当金	71,439	137,926
役員賞与引当金	10,900	21,800
その他	251,489	177,240
流動負債合計	4,638,562	4,153,914
固定負債		
長期借入金	-	6,250
退職給付引当金	95,921	95,921
役員退職慰労引当金	168,816	163,107
その他	44,432	46,016
固定負債合計	309,170	311,295



(単位：千円)

	当第1四半期会計期間末 (平成20年6月30日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成20年3月31日)
負債合計	4,947,733	4,465,209
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,447,280	1,447,280
資本剰余金	1,721,281	1,721,281
利益剰余金	10,123,488	10,070,435
自己株式	43,527	43,527
株主資本合計	13,248,522	13,195,469
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	76,461	179,975
評価・換算差額等合計	76,461	179,975
純資産合計	13,172,061	13,015,493
負債純資産合計	18,119,794	17,480,703

(2)【四半期損益計算書】  
【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
売上高	3,940,957
売上原価	2,890,061
売上総利益	1,050,896
販売費及び一般管理費	
販売促進費	23,768
運賃及び荷造費	65,918
旅費及び交通費	45,405
報酬給与手当及び賞与	165,602
賞与引当金繰入額	41,486
役員賞与引当金繰入額	10,900
退職給付引当金繰入額	6,030
役員退職慰労引当金繰入額	5,709
福利厚生費	45,671
研究開発費	193,148
減価償却費	25,746
貸倒引当金繰入額	76
その他	163,815
販売費及び一般管理費合計	793,279
営業利益	257,616
営業外収益	
受取利息	10,181
受取配当金	12,456
為替差益	19,214
その他	7,194
営業外収益合計	49,047
営業外費用	
支払利息	328
売上割引	879
コミットメントフィー	1,867
その他	594
営業外費用合計	3,670
経常利益	302,994
特別利益	-
特別損失	
固定資産除却損	51
減損損失	173
特別損失合計	225
税引前四半期純利益	302,769
法人税等	116,161
四半期純利益	186,608

## (3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	
税引前四半期純利益	302,769
減価償却費	62,287
減損損失	173
貸倒引当金の増減額(は減少)	76
賞与引当金の増減額(は減少)	66,487
役員賞与引当金の増減額(は減少)	10,900
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	5,709
受取利息及び受取配当金	22,643
支払利息	328
有価証券及び投資有価証券売却損益(は益)	13
為替差損益(は益)	15,363
有形固定資産除却損	51
売上債権の増減額(は増加)	100,146
たな卸資産の増減額(は増加)	195,105
仕入債務の増減額(は減少)	162,369
その他の流動資産の増減額(は増加)	19,066
その他の流動負債の増減額(は減少)	56,425
その他の固定資産の増減額(は増加)	12,635
その他の固定負債の増減額(は減少)	1,583
小計	184,377
利息及び配当金の受取額	21,704
利息の支払額	328
法人税等の支払額	224,250
営業活動によるキャッシュ・フロー	18,498
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	
定期預金の預入による支出	3,000
有価証券の取得による支出	124,826
有価証券の売却及び償還による収入	130,000
有形固定資産の取得による支出	18,635
無形固定資産の取得による支出	5,089
投資活動によるキャッシュ・フロー	21,550
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	
短期借入れによる収入	480,000
短期借入金の返済による支出	30,000
長期借入金の返済による支出	18,500
配当金の支払額	125,055
財務活動によるキャッシュ・フロー	306,444
現金及び現金同等物に係る換算差額	15,363
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	281,758
現金及び現金同等物の期首残高	2,628,353
現金及び現金同等物の四半期末残高	2,910,111

【継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況】

当第1四半期会計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

該当事項はありません。

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
<p>1 会計方針の変更</p> <p>(1) 棚卸資産の評価に関する会計基準の適用</p> <p>「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成18年7月5日企業会計基準第9号)を当第1四半期会計期間から適用し、評価基準については、原価法から原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)に変更しております。</p> <p>なお、この変更により営業利益は3,480千円減少しておりますが、経常利益及び税引前四半期純利益に与える影響はありません。</p> <p>(2) リース取引に関する会計基準の適用</p> <p>「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成5年6月17日最終改正平成19年3月30日企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会平成6年1月18日最終改正平成19年3月30日企業会計基準適用指針第16号)を当第1四半期会計期間から早期に適用し、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理から通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更しております。</p> <p>また、リース資産の減価償却の方法は、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する方法によっております。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。</p> <p>なお、この変更による損益への影響はありません。</p>

【簡便な会計処理】

当第1四半期会計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

該当事項はありません。

【四半期財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第1四半期会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
1 税金費用の計算 当事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。

【追加情報】

当第1四半期会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
(有形固定資産の耐用年数の変更)  法人税法の改正により、機械及び装置の耐用年数を4～15年としておりましたが、当第1四半期会計期間より4～9年に変更しております。 これにより、営業利益、経常利益及び税引前四半期純利益は、それぞれ2,590千円減少しております。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第1四半期会計期間末 (平成20年6月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額 2,982,483千円	有形固定資産の減価償却累計額 2,922,893千円

(四半期損益計算書関係)

第1四半期累計期間

当第1四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
法人税等の表示方法 当第1四半期会計期間における税金費用については、簡便法により計算しているため、法人税等調整額は「法人税等」に含めて表示しております。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金勘定 2,922,111千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金 12,000千円
現金及び現金同等物 2,910,111千円

(株主資本等関係)

当第1四半期会計(累計)期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期会計期間末
普通株式(株)	7,460,440

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期会計期間末
普通株式(株)	40,677

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	133,555	18.00	平成20年3月31日	平成20年6月30日

(2) 基準日が当事業年度の開始の日から当四半期会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期会計期間の末日後となるもの  
該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

当第1四半期会計期間末(平成20年6月30日)

時価のある其他有価証券が、当社の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、当該有価証券の四半期貸借対照表計上額その他の金額に前事業年度の末日に比べて著しい変動が見られます。

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (千円)	四半期貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
(1) 株式	1,244,978	1,400,248	155,270
(2) 債券			
国債・地方債	1,802,034	1,799,610	2,424
社債	145,300	144,990	309
その他	1,738,816	1,452,713	286,102
(3) その他	451,632	456,389	4,756
合計	5,382,761	5,253,952	128,809

(注) 1 表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。

2 減損処理の基準.....四半期末における時価が取得原価に比べ50%超下落している其他有価証券のすべて、及び四半期末における時価が30~50%下落している其他有価証券については金額の重要性、個々の銘柄の回復可能性を判定して減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。



(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期会計期間末 (平成20年6月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
1,775円27銭	1,754円17銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

項目	当第1四半期会計期間末 (平成20年6月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
純資産の部の合計額	13,172,061千円	13,015,493千円
普通株式に係る純資産額	13,172,061千円	13,015,493千円
普通株式の発行済株式数	7,460千株	7,460千株
普通株式の自己株式数	40千株	40千株
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数	7,419千株	7,419千株

2 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

当第1四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
1株当たり四半期純利益	25円15銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 1株当たり四半期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

項目	当第1四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
四半期純利益	186,608千円
普通株主に帰属しない金額	千円
普通株式に係る四半期純利益	186,608千円
普通株式の期中平均株式数	7,419千株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年 8月 7日

石原薬品株式会社  
取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 川崎 洋文 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 南方 得男 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている石原薬品株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第71期事業年度の第1四半期累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、石原薬品株式会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。